

離婚した親と子供の面会交流とは

ハーグ条約加盟の意味



このハーベグ条約の連載コラムの中で何度か出てきた「面会交流」という言葉に、今号は焦点を当てたいと思います。ハーベグ条約は子の返還だけでなく、一方の親が連れ去りや留置によって子と会えなくなつた場合の「子との面会交流」についても規定しています。この面会交流の規定は、2014年4月1日の日本におけるハーベグ条約発効前に連れ去りがあつた場合についても適用されます。面会交流を希望する場合は、援助申請を中央当局に提出します。(手続の詳細は外務省のホームページをごらん頂き、不明な点はJBLlineまでお尋ねください。)

国際的な結婚に関わらず、米国人同士の離婚後でも一般的に行われている「面会交流」がなぜ子供にとって大事だと考えられているのでしょうか。まずはその基となる親権の歴史を簡単に振り返ります。

親権の歴史

19世紀中旬まで、西洋社会では子供の親権は父親が持っていました。子供を守り育て教育するのは父親の役目だとされており、子供の人生をどのようにするのかも父親の自由でした。しかしながら20世紀にはいり、母親にも親権が認められるようになり、この流れの中で子供はどうちらかの親のものではなく「社会のもの」であると考えられるようになりました。子供の福祉を保障することは社会全体の義務であり権利であると考えられるようになったのです。

(*1) 現在の日本は、まだ8割近くは母親が単独親権を持つていますが、米

での適応・自己肯定感、家族関係・離婚後の生活への適応においてより安定しているという結果を示した2002年の研究があります。（＊3）。また2006年の研究ではより多くの時間をそれぞれの親と過ごすことで適応行動が増え、コミュニケーションと社会的なやり取りが身につくという結果が出ています。そして父親と触れ合うことが青年期の少年に大きな影響を及ぼすということもわかつています。（＊2）

共同親権・面会交流の留意点

ただし共同親権や面会交流は離婚し

国際的な結婚に関わらず、米国人同士の離婚後でも一般的に行われている「面会交流」がなぜ子供にとつて大事だと考えられているのでしょうか。まずはその基となる親権の歴史を簡単に振り返ります。

面会交流を希望する場合は、援助申請を中心当局に提出します。（手続の詳細は外務省のホームページをごらん頂き、不明な点はJ-B-Lineまでお尋ねください。）

面会交流する権利があると考えられています。共同親権が子供に与える影響

国では1979年のカリフオニア州を皮切りに離婚した男女の双方に親権が与えられる共同親権の考え方が一般的になっています。(*2)両方の親と触れ合い成長することが子供の情緒教育にとって必要で「子供の利益になる」と考えられているからです。片方の親がよほどの虐待をしていない限り、親が犯罪者であっても米国では子供は親と定期的に



スケジュールはお子さんと双方の親の予定に合わせて決めます。両方の親のコミュニケーションがうまくいっている場合は、折に触れ手順を変更すればよく、裁判所では「適度な面会」として変更も認めています。しかしもし双方のコミュニケーションに問題がある場合には、きちんと決められた予定や手順が事前にある方が問題になりません。マサチューセッツ州の法律ではこれらの面会交流場所にどちらの親が連れていくべきかという規定はありません。両方の

た親たちが強い意思をもつて、元夫婦としてではなく「子供の両親」として頻繁に連絡をし、緊密な協力を保ついく必要があります。離婚後も子供に間わることでうまくコミュニケーションや同意ができるように一つひとつのことを見直す所に持ち込む関係では、子供の不安は離婚後も続き情緒を安定させることでできません。2011年の時点で、全米のうち7州が共同親権を無条件で認めていますが、10州では双方が共同親権設定後の協力に合意したのみ共同親権を認め、16の州ではドメ

であります

時には子が片方の親と2人になることが安全でないと思われることもあります。こうした場合は監視つきの面会交流を手配します。両方の親が賛成し、子供も安心できる人がその場に立ち会うことなどが望ましいとされています。この立会人は子の安全を確実にし、何か問題のある行動がとられた場合はその場で面会交流を中止することができます。こうした面会を手配するセンター や福祉事務所が米国では州内にいくつもあります。親がアルコールや薬物の問題があつたり、メンタルヘルスによる問題があつたり、過去に無断で子を連れ去ろうとした経歴がある場合が多いようです。また虐待・ネグレクト、あるいは親同士の間にドメスティックバイオレンスの歴史があつた場合にも監視つきの面会交流を手配します。この監視つき面会交流には決められた予定と手順を作成します。送り迎えも立会人か別の人気が手配し、両方の親が直接会わないようにします。また連絡なども第3者を介して行います。何か問題や危険がある場合は裁判所の介入を依頼することで必要な手配が行われます。事前に変更の連絡なく面会に現れなかつた場合は、面会が取り消されることもあります。

面会交流と養育費
基本的に面会交流と養育費は関係がありません。養育費を払っているから自動的に子供に会えるというわけではありません。また反対に養育費を払っていないからといって、子供と会う権利が妨げられることもあります。

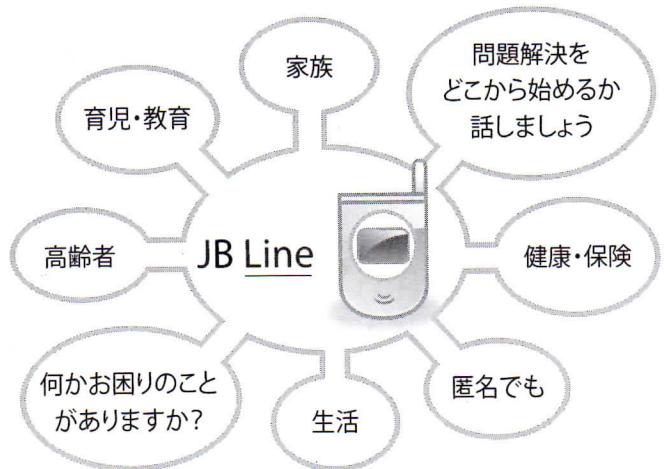
(本誌8ページよりの続き) 親と会うことが子の福祉にとってよいと裁判所が判断すれば面会交流は行われます。多くの場合、両方の親とのコミュニケーションが子供の情緒的発達に大事だと考えられていますので、養育費を何らかの理由で払っていなくとも面会交流が認められる場合が殆どです。

離婚をされた方の中には、その後子育てに貢献していないので、子供には会いたいけれど今さら面会交流を頼めないと思う方もいるでしょうかもしません。しかし子供について親は永遠に親であり、会いたいと思っていますことが多いのです。お子さんのためにも思い切って面会交流を申請されることが大事だと思います。

反対に過去にやまやまな確執があつた夫婦では、相手が子供と再度面会交流したいと連絡をして来、また子供もその親と会いたいと言わると感情的に受け止めにくいものかもしれません。しかしありまでも「子供の健全な成長にとっていいことがある」ことが一番良いことなのかを中心に考え、子供にとって双方の親について適切な形で面会交流を手配する方が大切だと思います。

J B L i n e ではハーグ条約に関する離婚・親権・ドメスティックバイオレンス被害などの相談を24時間365日受け付けています。匿名での相談も可能です。お電話(781-296-1800)かメール(help@jbline.org)でお問い合わせください。(→B L i n e 渡邊折子)

Japanese Bostonian Support Line 日系ボストニアン サポートライン



**(781) 296-1800
24時間365日いつでも**

help@jbline.org

<http://www.jbline.org>

<http://twitter.com/jblineboston>

電話を受ける者は全員日米どちらかで臨床家としての資格を持ち
て相談いただいた内容はすべて個人情報として扱われます。

- *1 Masayo Uemura, 親権概念の歴史, Contemporary Society Bulletin, 2008
- *2 Child Custody, Department of Legislative Services, Maryland, 2011
- *3 Robert Baumerman, the Journal of Family Psychology, Mar, 2002